

横瀬町体育施設利用に関する細則

平成21年 2月18日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、横瀬町町民グラウンド条例施行規則(平成21年教委規則第1号)第8条、横瀬町スポーツ交流館条例施行規則(平成18年教委規則第4号)第6条及び横瀬中学校体育館の一般開放に係る管理及び利用に関する規則(平成21年教委規則第3号)第15条の規定により、横瀬町町民グラウンド、横瀬町スポーツ交流館及び横瀬中学校体育館(以下「体育施設」という。)の利用にかかる細則を定めるものとする。

(共通遵守事項)

第2条 体育施設の利用者及び利用者の利用目的に応じて入場、入館又は入室した者(以下「利用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用する際は、必ず許可書を携帯すること。
- (2) 利用後は、整備及び清掃を行い、ゴミ等の後始末を行うこと。
- (3) 車両は、指定した場所に駐車すること。
- (4) 許可なく付属設備その他器具等を体育施設の外へ持ち出さないこと。
- (5) 許可された利用目的以外に施設及び付属設備その他の器具等使用しないこと。
- (6) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (7) 指定した場所以外の喫煙は、禁止すること。
- (8) 許可なく壁(フェンスを含む。)、柱、窓、扉等に貼紙し、又はくぎ等を打ち込まないこと。
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (10) 許可なく体育施設内において、興行又は営利を目的とする物品の陳列及び販売並びにその他類似の行為、又は金品の寄附若しくは募金行為をしないこと。
- (11) 係員の指示に従うこと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適当な行為をしないこと。

(横瀬町スポーツ交流館及び横瀬中学校体育館にかかる遵守事項)

第3条 横瀬町スポーツ交流館及び横瀬中学校体育館の利用者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学校施設内は、禁煙とすること。
- (2) 館内及び指定された場所には、土足で入らないこと。
- (3) 許可なくステージ、管理人室及び許可された学校施設以外に入らないこと。
- (4) 館内では、競技に必要な飲食以外はしないこと。
- (5) 体育施設の鍵は、事前に教育委員会事務室において借用し、利用後は、速やかに返却すること。
- (6) 貸与した体育施設の鍵は、善良な管理者のもとで管理すること。
- (7) 利用後は、日誌に必要事項を記入し、退館するときは、戸締まり、消灯を確認すること。

(利用申請の順番)

第4条 体育施設の利用申請したい者が、同時に2人以上いるときは、くじにより優先順位を決定する。

2 くじの方法は、最初にくじを引く順番のくじを引き、次に利用申請の順番のくじを引く。

(その他)

第5条 その他、体育施設の利用にあたっては、信義に則り誠実に利用しなければならない。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。